

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P ii 目次	8－4 専任教員の担当科目の比率	8－4 専任教員の担当 <u>授業</u> 科目の比率	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P7 基準 2－1－2	解釈指針 2－1－2－5 実質的に法律基本科目にあたる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。	解釈指針 2－1－2－5 実質内容的に 法律基本科目に <u>あ</u> たる授業科目が、 <u>法律実務基礎科目</u> 、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。	字句を修正した。 また、「法律実務基礎科目」も含むことを明確にするため、追加した。
P7 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－1 基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。	解釈指針 2－1－3－1 基準 2－1－2（1）に定める法律基本科目については、次に掲げる単位数の <u>授業</u> 科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P8 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 （1）法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位） イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位） ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）	解釈指針 2－1－3－2 （1）法律実務基礎科目は、次に掲げる内容に相当する <u>授業</u> 科目 6 単位が必修とされていること。 ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位） イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位） ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）	

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P8 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 （２）法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく、また、他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。	解釈指針 2－1－3－2 （２）法曹としての責任感や倫理観を涵養するために、「法曹倫理」などとして独立の<u>授業科目</u>が開設されていることが望ましく、また、他の<u>授業科目</u>の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、各法科大学院の実状を踏まえ、「望ましい」要件を必修要件として、修正した。
	解釈指針 2－1－3－2 （３）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために科目を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査 （法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容） イ 法文書作成 （契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）	解釈指針 2－1－3－2 （３）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために<u>授業科目</u>を開設し、単位を認定することは要しない。 ア 法情報調査 （法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容） イ 法文書作成 （契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容）	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P8 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 （４）法律実務基礎科目について、（１）に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。 ア 模擬裁判 （民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容） イ ローヤリング （依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容） ウ クリニック （弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容） エ エクスターンシップ （法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）	解釈指針 2－1－3－2 （４）法律実務基礎科目について、（１）に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の<u>授業科目</u>その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する<u>授業科目</u>のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。 ア 模擬裁判 （民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に<u>⇒</u>付けさせる教育内容） イ ローヤリング （依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容） ウ クリニック （弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容） エ エクスターンシップ （法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。 また、字句を修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P8 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－2 （５）法律実務基礎科目については，（１）及び（３）に定める内容の科目並びに（４）に例示する内容の科目に加え，公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。	解釈指針 2－1－3－2 （５）法律実務基礎科目については，（１）及び（３）に定める内容の<u>授業</u>科目並びに（４）に例示する内容の<u>授業</u>科目に加え，公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する<u>授業</u>科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する<u>授業</u>科目を開設することが望ましい。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。
P9 基準 2－1－3	解釈指針 2－1－3－3 基礎法学・隣接科目については，学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され，そのうち，４単位以上が選択必修とされていること。	解釈指針 2－1－3－3 基礎法学・隣接科目については，学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の<u>授業</u>科目が開設され，そのうち，４単位以上が<u>必修又は選択必修</u>とされていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。 また，必修科目も含むことを明確にするため，追加した。
	解釈指針 2－1－3－4 展開・先端科目については，各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され，かつ，これらの科目のうち，１２単位以上が必修又は選択必修とされていること。	解釈指針 2－1－3－4 展開・先端科目については，各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する<u>授業</u>科目が十分な数開設され，かつ，これらの<u>授業</u>科目のうち，１２単位以上が必修又は選択必修とされていること。	
P10 基準 3－1－1	解釈指針 3－1－1－1 法科大学院においては，すべての科目について，当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて，基準 3－1－1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。	解釈指針 3－1－1－1 法科大学院においては，すべての<u>授業</u>科目について，当該<u>授業</u>科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて，基準 3－1－1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。	

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P10 基準 3-1-1	解釈指針 3-1-1-2 基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。 （１）当該科目を再履修している者。 （２）当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。	解釈指針 3-1-1-2 基準 3-1-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。 （１）当該授業科目を再履修している者。 （２）当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
	解釈指針 3-1-1-3 他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。	解釈指針 3-1-1-3 他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。	
P10 基準 3-1-2	解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。 80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）	解釈指針 3-1-2-1 法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。 80人を超える場合<u>には</u>、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。（解釈指針 3-2-1-3 を参照。）	字句を修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P11 基準 3-2-1	(2) 1年間の授業の計画，各科目における授業の内容及び方法，成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。	(2) 1年間の授業の計画，各 <u>授業科目</u> における授業の内容及び方法，成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。
	(3) 授業の効果を十分にあげられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	(3) 授業の効果を十分に <u>あ</u> げられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。	字句を修正した。
P12 基準 3-2-1	解釈指針3-2-1-4 (2) エクスターンシップにおいては，法科大学院の教員が，研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し，かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。 また，エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は，研修先から報酬を受け取っていないこと。	解釈指針3-2-1-4 (2) エクスターンシップにおいては，法科大学院の教員が，研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し，かつ，<u>単位認定</u>等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。 また，エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は，研修先から報酬を受け取っていないこと。	
	解釈指針3-2-1-5 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては，次に掲げるものが考えられる。	解釈指針3-2-1-5 学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては，<u>例えば</u>次に掲げるものが考えられる。	例示であることを明確にするため，追加した。
	解釈指針3-2-1-6 集中講義を実施する場合には，授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。	解釈指針3-2-1-6 集中講義を実施する場合には，<u>その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習</u>に必要な時間が確保されるよう<u>に</u>配慮されていること。	集中講義に係る授業の履修に際しての授業時間外の事前事後の学習に必要な時間を確保する趣旨を明確にするため，修正した。 また，字句を修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P13 基準 3-3-1	解釈指針 3-3-1-4 研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，3年を超える標準修業年限を定める場合は，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36単位」とあるのは，「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-2 において「44単位」とあるのは，「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。	解釈指針 3-3-1-4 研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，3年を超える標準修業年限を定める場合には，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-1 において「36単位」とあるのは，「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と，基準 3-3-1 及び解釈指針 3-3-1-2 において「44単位」とあるのは，「44を当該標準修業年限で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。	字句を修正した。
P14 基準 4-1-1	（1）成績評価の基準が設定され，かつ学生に周知されていること。	（1）成績評価の基準が設定され，かつ， <u>学生</u> に周知されていること。	
	（2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。	（2）当該成績評価の <u>基準</u> にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。	
	（4）期末試験を実施する場合は，実施方法についても適切な配慮がなされていること。	（4）期末試験を実施する場合 <u>には</u> ，実施方法についても適切な配慮がなされていること。	
	解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1（1）における成績評価の基準として，科目の性質上不適合な場合を除き，成績のランク分け，各ランクの分布の在り方についての方針の設定，成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。	解釈指針 4-1-1-1 基準 4-1-1（1）における成績評価の基準として，<u>授業</u>科目の性質上不適合な場合を除き，成績のランク分け，各ランクの分布の在り方についての方針の設定，成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため，修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P14 基準 4－1－1	解釈指針 4－1－1－2 基準 4－1－1（2）における措置として、例えば次のものが考えられる。 （1）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 （2）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 （3）科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。	解釈指針 4－1－1－2 基準 4－1－1（2）における措置として<u>は</u>、例えば次を<u>に掲げる</u>ものが考えられる。 （1）成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 （2）筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 （3）授業科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。	字句を修正した。
P15 基準 4－1－2	学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合<u>には</u>、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ<u>、</u>厳正で客観的な成績評価が確保されていること。	
P15 基準 4－1－3	解釈指針 4－1－3－1 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。	解釈指針 4－1－3－1 進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する<u>授業</u>科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P18 基準 4－3－1	解釈指針 4－3－1－4 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。	解釈指針 4－3－1－4 学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律基本科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合<u>には</u>、解釈指針 4－3－1－1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。	字句を修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P19 基準 5－1－1	解釈指針 5－1－1－3 「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。	解釈指針 5－1－1－3 「研修及び研究」の内容として<u>は</u>、例えば次に掲げるものが考えられる。	字句を修正した。
P19 基準 5－1－2	解釈指針 5－1－2－1 実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。	解釈指針 5－1－2－1 実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する<u>授業</u>科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P20 基準 6－1－3	解釈指針 6－1－3－1 入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。	解釈指針 6－1－3－1 入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等<u>など</u>の優遇措置を講じていないこと。	字句を修正した。
	解釈指針 6－1－3－2 入学者への法科大学院に対する寄付等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	解釈指針 6－1－3－2 入学者への<u>に対して法科大学院に対する</u>への寄付等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。	すべての法科大学院に該当するものでないため、修正した。

法科大学院評価基準要綱（案）対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P22 基準 6－2－1	解釈指針 6－2－1－1 基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。	解釈指針 6－2－1－1 基準 6－2－1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の 3 倍の数をいう。また、<u>同基準</u>に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。	字句を修正した。
	解釈指針 6－2－1－2 在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	解釈指針 6－2－1－2 在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる<u>係る</u>状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。	
P23 基準 7－1－1	解釈指針 7－1－1－4 履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。	解釈指針 7－1－1－4 履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育の理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。	
P27 基準 8－1－1 8－1－2	解釈指針 8－1－1・2－1 教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。	解釈指針 8－1－1・2－1 教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて<u>その他の方法</u>で開示されていること。	字句を修正した。 また、「自己点検及び評価の結果の公表等」は例示であることを明確にするため、修正した。 字句を削除した。
P27 基準 8－1－2	解釈指針 8－1－2－2 基準 8－1－2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されることが望ましい。	解釈指針 8－1－2－2 基準 8－1－2 に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて<u>その他の方法</u>で開示されることが望ましい。	

法科大学院評価基準要綱（案）対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P29 基準 8-2-1	解釈指針8-2-1-4 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	解釈指針8-2-1-4 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、公法系4名<u>人</u>、刑事法系4名<u>人</u>、民法に関する分野4名<u>人</u>、商法に関する分野2名<u>人</u>、民事訴訟法に関する分野2名<u>人</u>以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。	字句を修正した。
P31 基準 8-3-1	解釈指針8-3-1-1 基準8-3-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。	解釈指針8-3-1-1 基準8-3-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる<u>授業</u>科目を担当していること。	「科目」と「授業科目」の区別を明確にするため、修正した。
P32	8-4 専任教員の担当科目の比率	8-4 専任教員の担当 <u>授業</u> 科目の比率	
P32 基準 8-4-1	各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。 解釈指針8-4-1-1 基準8-4-1に掲げる科目のうち必修科目については、その授業のおおむね7割以上が、専任教員によって担当されていること。	各法科大学院における教育上主要と認められる<u>授業</u>科目については、原則として、専任教員が配置されていること。 解釈指針8-4-1-1 基準8-4-1に掲げる<u>授業</u>科目のうち必修科目については、その授業のおおむね7割以上が、専任教員によって担当されていること。	
P33 基準 8-5-1	法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。	字句を削除した。

法科大学院評価基準要綱（案）対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P33 基準 8-5-1	解釈指針8-5-1-1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。	解釈指針8-5-1-1 各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。<u>ただし、多くとも年間30単位以下であること。</u>	各専任教員の授業負担に係る「望ましい」要件を明確にするため、修正した。
P36 基準 9-2-3	解釈指針9-2-3-1 自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。	解釈指針9-2-3-1 自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる係る目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。	字句を修正した。
P39 基準 10-1-1	解釈指針10-1-1-3 教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。	解釈指針10-1-1-3 教員が学生と<u>十分に</u>面談することのできる十分なスペースが確保されていること。	十分な施設面積ではなく、十分に面談することのできるスペースを求めるため、修正した。
P40 基準 10-2-1	法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、<u>技術</u>の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	字句を修正した。
P41 基準 10-3-1	解釈指針10-3-1-7 法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	解釈指針10-3-1-7 法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあ<u>上</u>げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。	

法科大学院評価基準要綱（案）対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P42 1 評価の組織	1－3 機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。	1－3 機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の <u>もとで</u> 公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。	字句を修正した。
P43～44 2 評価の方法等	2－4 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。	2－4 機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。 <u>評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。</u>	認証評価の透明性や社会に対する説明責任を果たす観点から、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）についても、評価結果の公表の際に併せて公表する旨の記述を追加した。
P48 6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応	6－1 機構認定法科大学院は、基準9－3－2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。	6－1 機構認定法科大学院を置く大学は、基準9－3－2に規定する教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、別に定めるところにより、法科大学院年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出するものとする。	各種の手続については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。

法科大学院評価基準要綱（案） 対照表

変更箇所	現行	改訂案	改訂理由
P48 6 教育課程又は教員組織の重要な変更への対応	6－2 機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。	6－2 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出るものとする。	各種の手續については、認証評価の申請を行う大学に対することを明確にするため、修正した。
P49 7 情報公開	7－2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。	7－2 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。 ただし、法科大学院等から提出され、機構が保有することとなった法人文書（ <u>当該法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）は除く。</u> ）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとする。	「法科大学院評価基準要綱」のP43～44「2 評価の方法等」2－4の変更に伴い字句を追加した。